

75歳以上の方と

【令和5年度版】

65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象

後期高齢者医療制度



支えあいのしくみ

医療費から、高齢者の皆様が窓口で支払う自己負担分(1割～3割)を除いた費用(医療給付費)について、約5割を公費(税金)で、約4割を若い世代の保険料で、残りを高齢者の皆様の保険料でまかなう仕組みです。

高齢者の医療費

自己負担

1割
2割
3割

高齢者の医療給付費

公費(税金) 約5割

高齢者の保険料
約1割

若い世代の保険料 約4割

運営のしくみ

北海道後期高齢者医療広域連合が主体(保険者)となり、市区町村と協力して運営しています。

広域連合

- 運営主体(保険者)となり、
- 保険証の交付
 - 医療を受けたときの給付
 - 保険料の決定
 - 保健事業を行います

市区町村

- 保険証の引き渡し
- 申請や届出の受付
- 保険料の徴収
などの窓口業務や
- 広域連合から受託した保健事業

=これから加入される方へ=

次の方々が対象（被保険者）になります

- ①75歳以上の方（75歳の誕生日から加入。加入の手続きは必要ありません。）
 - ②65～74歳で、一定の障がいのある方（加入・脱退はいずれも任意で、かつ申請が必要です。）
【一定の障がいのある方とは】
 - ・国民年金などの障害年金1,2級を受給している方
 - ・療育手帳のA(重度)の方
 - ・精神障害者保健福祉手帳の1,2級の方
 - ・身体障害者手帳1～3級の方
 - ・身体障害者手帳4級で次のいずれかに該当する方【音声障害・言語障害・下肢障害(1号・3号・4号)】
- 加入しなかった場合、各市町村が行う重度心身障がい者医療費の助成を受けられなくなることがあります。

保険証は一人ひとりに交付されます

- これから75歳になる方は、誕生日までに保険証が交付されます。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、お住まいの市区町村窓口へお申し出ください。

マイナンバーカードを保険証として利用できます

- 利用には、事前に申込が必要です。
- 医療機関・薬局により、保険証として利用できるようになる時期が異なります。
- 現在の保険証はこれまでどおり使えます。

これまで加入していた健康保険からは脱退することになります

- 市町村の国民健康保険に加入していた方が、75歳になり後期高齢者医療制度に加入する場合脱退手続きは不要です。
- 上記の方以外の場合（会社の健康保険などから後期高齢者医療制度に加入する方）脱退手続きについては、これまで加入していた保険者に確認してください。
※会社の健康保険などから後期高齢者医療制度に加入する方に扶養されていた方は、新たに市町村の国民健康保険などの他の健康保険への加入手続きが必要となります。

その他、必要な手続きがあります

これまで加入していた健康保険で限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の交付を受けていた場合は、再度申請が必要です。

不審な電話や 訪問者に注意！

「還付金を払い戻します」などと偽り、銀行やコンビニの機械(ATM)からお金をだまし取ろうとする「振り込め詐欺」事件が全国で発生しています。
また、市町村職員や広域連合職員を装った人物に、保険証をだまし取られる事件も発生しています。

北海道後期高齢者医療広域連合では、**ATM** を利用した払い戻しは一切行いません。
電話や訪問者を少しでも不審に思ったときは、必ずお住まいの市区町村窓口または北海道後期高齢者医療広域連合へご連絡ください。

医療費のお知らせ (医療費通知)

健康管理の重要性をより強く意識していただくため、対象期間に医療機関等を受診したすべての被保険者の皆様へ「医療費のお知らせ(医療費通知)」を年2回ハガキで送付しています。

医療費のお知らせを活用しましょう

診療日数や医療費等に間違いがないか確認するとともに、医療費の推移や健康状況を把握することで自身の健康管理に努めましょう。

(イメージ図)

受診年月	診療を受けた医療機関名称等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
令和5年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800	0	0	0
令和5年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000	0	0	0
令和5年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	6,900
合 計				230,000	23,000		11,490	6,900

医療費控除の申告について

医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署へお問い合わせください。

発送予定月・対象診療月

発送予定月	診療月
令和6年1月(上旬)	令和5年1月～9月
令和6年2月(下旬)	令和5年10月～12月

受診の際の 留意点

- かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
- 有床義歯(入れ歯)を作製後、6か月の間に同一部位を作製した場合、保険適用となりませんので、注意しましょう(他歯科医院で作製した場合も同様です)。
- 転出や生活保護受給で北海道後期高齢者医療広域連合の被保険者資格を喪失した後にその古い保険証で受診した場合、医療費を返納していただきますので、間違えずに新しい保険証や医療券で受診しましょう。

健康診査 を受けましょう

- 健康診査は、ご自身の健康状態を知る第一歩です。
- 病気で治療中の方も、健康診査を受けることで、生活習慣病の発症や悪化防止につなげる機会となります。
- 1年に1回健康診査を受けて、ご自身の健康状態を把握し、健康管理に努めましょう。
 ≪詳しくはお住まいの市区町村窓口へお問い合わせください。≫

1 保険料の決まり方(令和4・5年度)

◆年間保険料の計算方法

加入者全員が均等に負担
均等割
51,892円

+

本人の前年の所得金額に応じた負担
所得割
(賦課のもととなる所得金額※1)×10.98%

=

1年間の保険料※2
限度額66万円
100円未満切り捨て

※1 「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額等から基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)を控除した額です。

※2 年度途中で加入したときは、加入した月からの月割になります。

保険料算定に用いる「所得」の考え方



※非課税所得(遺族年金や障害年金)は含みません。

2 保険料の軽減・減免について(令和5年度)

1 均等割の軽減

同じ世帯の被保険者全員と世帯主(被保険者以外の場合を含む)の所得の合計に応じて、次のとおり軽減されます。

均等割額が軽減される世帯 (~~~~~ 部分は給与所得者等が2人以上の場合に計算します)	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	7割	15,567円
43万円+(29万×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	5割	25,946円
43万円+(53.5万×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	2割	41,513円

●「給与所得者等」とは、以下のいずれかに該当する方となります。

・給与等の収入金額が55万円を超える方

・公的年金の収入金額が125万円(65歳未満の場合は60万円)を超える方

●65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を差し引いた額で判定します。

2 会社の健康保険などの被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被扶養者であった方の保険料は、右記の金額となります。

※ 1 均等割の7割軽減に該当する場合は、7割軽減が優先。

均等割額	5割軽減(25,946円) (制度加入から2年を経過する月まで)
所得割額	かかりません(負担なし)

3 保険料を納めることが困難な場合

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な場合はお住まいの市区町村窓口へご相談ください。申請により、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

3 保険料の納め方

保険料の納め方は、原則として「年金天引き」となります(申し出によって「口座振替」も可能)。
ただし、次のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象にならないため、「納付書」または「口座振替」で納めていただきます。
なお、「口座振替」を希望される場合は、お住まいの市区町村窓口へ申し出をしてください。

- ◆介護保険料が「年金天引き」されていない方(年金額が年額18万円未満の方)
- ◆介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分以上の方
- ◆制度の加入期間が半年未満の方

ご注意ください

- 国民健康保険料(税)より口座振替は自動継続されませんので、市区町村にて再度手続きが必要です。

社会保険料控除について

- 「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に社会保険料控除が適用されます。

4 医療機関での窓口負担割合と負担区分について

- ・負担割合とは…診療を受けたときに医療費の何割を負担するかの割合のことです。前年の所得等をもとに8月から翌年7月までの負担割合を判定します。
- ・負担区分とは…**5** 医療費が高額になったときの自己負担限度額や**6** 入院したときの食事代などは、前年の所得等により区分毎に分類され、定められています。

負担割合	負担区分	要件
現役並み所得者 3割	現役Ⅲ	住民税の課税所得(※3) 690万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
	現役Ⅱ	住民税の課税所得(※3) 380万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
	現役Ⅰ	住民税の課税所得(※3) 145万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
一定以上所得者 2割	一般Ⅱ	住民税課税世帯で同一世帯に課税所得(※3)28万円以上の被保険者の方がいる場合に、「年金収入+年金以外の合計所得金額(※4)」が ●被保険者が1人の世帯 →200万円以上 ●被保険者が2人以上の世帯→320万円以上 の方
1割	一般Ⅰ	住民税課税世帯で一般Ⅱ(2割)に該当しない方
	区分Ⅱ	住民税非課税世帯で区分Ⅱに該当しない方
	区分Ⅰ	住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円(公的年金控除は80万円を適用。給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除。)または老齢福祉年金を受給している方

※3 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税基準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)であり、確定申告書(所得税)に記載された課税される所得金額とは異なります。

※4 給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

負担割合の変更により保険証が変更になったときは、古い保険証はお住まいの市区町村窓口へ返却してください。古い保険証で医療機関を受診した場合や所得の修正申告により過去の負担割合が変更になった場合(最大5年遡及)、本来の一部負担金との差額を後日返納していただくことになります。

<医療機関へのお支払いが困難な場合>

一部負担金のお支払いが困難な場合は、お住まいの市区町村窓口へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、一部負担金のお支払いが困難と認められる方については、申請により一時的・臨時的にお支払いを免除、減額または猶予を受けられる場合があります。

5 医療費が高額になったとき

高額療養費

1か月(月の1日から末日まで)の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき、超えた額が高額療養費として支給されます。対象となる方には、診療月から概ね3~4か月後に申請のお知らせをお送りします。申請は初回のみ必要です。以降に発生した高額療養費については申請した口座へ自動的に振り込まれます。なお、入院したときの食事代や保険が適用されない差額のベッド代などは、支給の対象となりません。

◆1か月の自己負担限度額(※5)

認定証	区分		負担割合	外来 〔個人単位〕	外来+入院 〔世帯単位〕
限度額 適用 認定証	現役並み所得者	現役Ⅲ	3割	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (※6) 【140,100円】(※7)	
		現役Ⅱ		167,400円+(医療費-558,000円)×1% (※6) 【93,000円】(※7)	
		現役Ⅰ		80,100円+(医療費-267,000円)×1% (※6) 【44,400円】(※7)	
	一定以上所得者	一般Ⅱ	2割	18,000円(※8)	57,600円 【44,400円】(※7)
	一般	一般Ⅰ			
減額 認定証	住民税非課税世帯	区分Ⅱ	1割	8,000円(※8)	24,600円
		区分Ⅰ			15,000円

- ※5 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方(障がい認定で加入する方は除く)は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。
 ※6 「1%」とは、一定の限度額を超えた医療費(医療費総額-267,000円、558,000円、842,000円)の1%です。
 ※7 【 】内の金額は、過去12ヶ月以内に3回以上限度額に達した場合、4回目から「多数該当」となり限度額が引き下がります。
 ※8 1年間(8月1日から翌年7月31日まで)のうち1割または2割負担であった月の外来の自己負担額の合計が144,000円を超えた場合は、その超える分を高額療養費(外来年間合算)として申請のあった口座へ支給します。

窓口での医療費のお支払いが高額な場合

区分Ⅰ・区分Ⅱ・現役Ⅰ・現役Ⅱに該当する方は、事前にお住まいの市区町村窓口で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」を申請し、保険証と併せて医療機関の窓口で提示すると自己負担限度額が適用されます。(マイナンバーカードを保険証として利用した場合は提示なしで自己負担限度額が適用)。なお、一般Ⅰ・一般Ⅱ・現役Ⅲに該当する方は保険証を医療機関の窓口で提示するだけで自動的に自己負担限度額が適用されるため、申請は不要です。

特定疾病

厚生労働大臣が定める特定疾病(人工腎臓を実施する慢性腎不全など)の方は、「特定疾病療養受療証」が交付されます。同一月の同一医療機関の自己負担限度額が、外来、入院それぞれ1万円になります。お住まいの市区町村窓口へ申請が必要です。

窓口負担割合が2割の方には負担を抑える配慮措置があります

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、1か月の外来医療の窓口負担額について、1割負担のときと比べた負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外です)。配慮措置が適用となる場合は、後日、高額療養費として支給されます。

高額介護合算療養費

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。対象となる方には、翌年3月~4月頃に申請のお知らせをお送りします。

◆自己負担限度額(年額:令和4年8月1日~令和5年7月31日)

区分		自己負担額の合計の限度額
現役並み所得者	現役Ⅲ	212万円
	現役Ⅱ	141万円
	現役Ⅰ	67万円
一定以上所得者	一般Ⅱ	56万円
一般	一般Ⅰ	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

6 入院したときの食事代など

入院したときは、医療費の自己負担額のほかに、食事代などの一部(標準負担額)をお支払いいただきます。

◆療養病床以外に入院したとき

区分		食事療養標準負担額
現役並み所得者・一定以上所得者・一般		1食につき 460円
指定難病の医療受給者証をお持ちの方		1食につき 260円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	90日までの入院 1食につき 210円
		90日を超える入院(※9) 1食につき 160円
区分Ⅰ		1食につき 100円

◆療養病床に入院したとき(※10)

区分		生活療養標準負担額
現役並み所得者・一定以上所得者・一般		(食費)1食につき 460円(※11) (居住費)1日につき 370円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	(食費)1食につき 210円 (居住費)1日につき 370円
	区分Ⅰ	(食費)1食につき 130円 (居住費)1日につき 370円
高齢福祉年金を受給されている方		(食費)1食につき 100円 (居住費)1日につき 0円

※9 過去12か月で区分Ⅱの認定を受けている期間のうち、入院日数が90日を超えている場合には、申請をして認定を受けると該当になります。

※10 療養病床に入院していて、入院医療の必要性の高い状態(人工呼吸器、静脈栄養が必要な方や難病の方など)である場合などの食費については、左欄記載の「◆療養病床以外に入院したとき」の食事療養標準負担額が適用となります。

※11 一部医療機関では、420円です。

7 療養費の支給を受けられるとき

次のような場合は、医療費の全額をいったんお支払いいただきますが、市区町村窓口への申請により当広域連合で認められた場合、本来の自己負担分(1割～3割)以外が療養費として支給されます。

種類	申請に必要なもの	備考
コルセットなどの治療用装具を購入したとき	・医師による証明書 ・領収証	医師の指示により装具が必要と認められた場合に対象となります。日常生活や職業上必要なもの、美容目的のものは対象なりません。
やむを得ず保険証を提示できずに診療を受けたとき	・診療報酬明細書(レセプト) ・領収証	先に医療費の全額をお支払いいただき、やむを得ない事情があると認められたものが対象となります。(消費税・自由診療等は対象外)
海外で診療を受けたとき	・診療内容明細書及びその翻訳文 ・領収明細書及びその翻訳文 ・パスポート	日本の保険の適用範囲内のみが支給対象となります。受診を目的とした海外渡航の場合は支給対象なりません。

医師が必要と認めた、はり・きゅう、あんま・マッサージ・柔道整復(応急処置の場合は不要)などを受けたとき

- ・「療養費支給申請書」に記載されている傷病名、発病又は負傷年月日、施術内容、施術日、施術日数、金額等が間違っていないかよく確認してください。
- ・「療養費支給申請書」にはご自身で内容を確認の上、署名してください。
- ・必ず領収書を発行してもらってください。

8 葬祭費

被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費として3万円が支給されます。

お住まいの市区町村窓口へ申請が必要です。

支給申請の時効について

保険給付を受ける権利は、法律により2年間と定められています。期間を過ぎると給付金の支給を受けることができなくなりますので、忘れずに申請してください。

交通事故などに あったとき

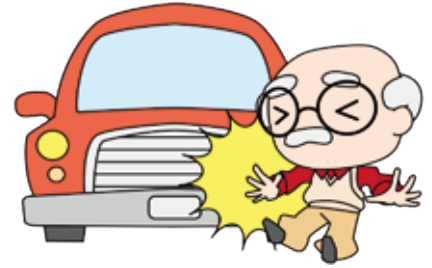
保険証を使って医療機関を受診した場合、
市区町村窓口にて被害届の提出が必要です!

●医療機関を受診した際は、事故等の(第三者行為)によるケガとお伝えください。

交通事故や犬猫等ペットによる負傷、飲食店での食中毒など第三者(加害者)の行為によってけがや病気をしたときは、加害者が医療費を全額負担するのが原則です。

保険証を使って治療した医療費は、北海道後期高齢者医療広域連合が、後で加害者に請求することになります。

保険証、被保険者の印かん、事故証明書(後日でも可)を持って、市区町村窓口へ届け出をしてください。



注意

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりしてしまうと、保険診療を受けられなくなる場合がありますので、その前に必ずお住まいの市区町村窓口または北海道後期高齢者医療広域連合へご相談ください。

こんなときは必ず市区町村窓口へ申請または届出を!

各種申請、届出は、お住まいの市区町村窓口で受け付けています。届出の際は保険証などをご持参ください。本人確認が必要となる場合もあります。

本人以外の方が代理申請を行うときには、身分証明書などが必要となる場合がありますので、事前にご確認のうえ申請してください。

詳しくは**市区町村の後期高齢者医療担当窓口**へご確認ください。

こんなとき	必要なもの
65～74歳で一定の障がいのある方が、この制度へ加入しようとするとき	●障がいを証明する書類(いずれか1つ) ・年金証書 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 など
道外から転入するとき	●負担区分等証明書
道内の他の市町村から転入するとき	●市区町村窓口へご確認ください
他の市町村へ転出するとき	●市区町村窓口へご確認ください
限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証の申請をするとき	●保険証
特定疾病療養受療証の申請をするとき	●保険証 ●特定疾病に関する医師の意見書 など
・保険証を紛失したときや汚したとき ・口座振替の申出をするとき など	●市区町村窓口へご確認ください

◆ジェネリック医薬品をご存じですか?

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は効き目や安全性が先発医薬品と同等と確認されたもので、開発期間が短くて済むため価格が安くなります。

ご希望される場合は医師や薬剤師にご相談ください。

なお、「ジェネリック医薬品希望カード」を市区町村で配布しておりますので、保険証とあわせて提示するなどご活用ください。



北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】

〒060-0062 北海道札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内

【電話】011-290-5601 【FAX】011-210-5022

【電子メール】webmaster@iryokouiki-hokkaido.jp

【ホームページ】<https://iryokouiki-hokkaido.jp/>

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合が行っています。